

# 長 薬 同 窓 会 関 東 支 部 会 則

## (総 則)

- 第1条 本会は長薬同窓会関東支部と称する。
- 第2条 本会は会員相互の交誼連絡を親密にし、併せて母校並びに会員の発展に資すことを 目的とする。
- 第3条 本会の事務局を首都圏内に設ける。  
事務局住所  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-18-16 クロスオフィス内幸町 503  
長崎大学東京事務所内
- 第4条 本会は本部との連絡を緊密にし、年1回以上状況を本部に報告する。

## (会 員)

- 第5条 本会は関東地区在住者およびその周辺地区在住者で入会を希望するものを以って組織し、会員は下記の通りとする。

1. 会 員 長崎大学薬学部、専攻科及び大学院薬学研究科、大学院医歯薬学総合研究科並びにその前身の卒業生及び修了生。
2. 特別会員 長崎大学薬学部、大学院薬学研究科、大学院医歯薬学総合研究科並びにその前身の教官であった者及び現教官。

## (役 員)

- 第6条 本会は次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 監 事 2名
4. 幹 事 長 1名
5. 幹 事 (会計幹事を含む) 若干名
6. 顧 問 若干名

- 第7条 役員を選任方法

1. 会長、副会長、監事及び幹事長は会員中より総会において公選により決定する。
2. 幹事は会員中より原則として卒業年度別に互選により決定する。
3. 顧問は会長が適任者を推薦する。

- 第8条 役員の仕事

1. 会長は会務を統括し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が会務遂行に支障をきたしたときはこれを代行する。
3. 監事は会計及び会の運営を監査する。
4. 幹事長は会長の指示に従い幹事と共に会務を遂行する。

5. 会計幹事は本会の経理事務を行なう。

6. 顧問は本会の諮問にあずかる。

第9条 役員の任期は満2ヶ年とする。但し重任を妨げない。

## (会 合)

第10条 会合は総会、幹事会とする。

第11条 総会は毎年度期中に開催し、本会の状況を報告し、重要事項を付議する。

第12条 総会においては次の事項を議決する。

1. 会則変更に関する件。
2. 収支決算に関する件。
3. その他会長が必要と認めた件。

第13条 総会の議事は出席会員の過半数を以って決する。

第14条 幹事会は会長が必要と認めた時に開く。

第15条 幹事会は次の事項を審議する。

1. 総会の日時・場所の選定並びに付議原案に関する件。
2. 会則に関する件。
3. その他会長が必要と認めた事項。

第16条 幹事会の議事は出席者の過半数をもってこれを決する。

第17条 総会及び幹事会の議長は会長もしくは会長の指名するものがこれにあたる。

## (会 計)

第18条 本会の経費は会費並びに寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 本会員は年会費として1,000円を毎年度内に納付するものとする。

第20条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (その他)

第21条 本会則の施行上必要な事項については別にこれを定める。

昭和49年08月10日施行

昭和56年4月1日改正

平成4年4月1日改正

平成4年6月12日改正

平成15年6月14日改正

平成19年6月16日改正

平成23年5月24日改正

平成26年4月1日改正